

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配01-01	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(氏名又は名称) 丹後地区森林組合 代表理事組合長 江浪 敏夫						(住所又は所在地) 京都府京丹後市弥栄町吉沢940番地					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 京丹後市長 中山 泰						(所在地) 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理 実施権の 始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実 施権に基づ いて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
	市	大字	小字	地番												
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	山林	0.0386	スギ ヒノキ	70	R4.7.1	10年 (R14.3.31)	別添1参照	別添2参照	<時期> 収支確定後速やか に行うものとする。 <相手方及び方法> 丙から甲の指定す る口座に支払う。	
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	山林	0.0462	ヒノキ	66						
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	山林	0.0968	ヒノキ	25-66						
4	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	山林	0.0555	スギ ヒノキ	38-60						
5	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	山林	0.0099	ヒノキ	63-67						
6	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	山林	0.0112	スギ ヒノキ	60-113						
7	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	山林	0.0257	ヒノキ	63-70						
8	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	山林	0.238	ヒノキ	75						
9	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ口	10084-1	264	ち	山林	0.0208	ヒノキ	68						
10	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	山林	0.238	ヒノキ	52-100						
11	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	山林	0.1586	ヒノキ	58-63						
12	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	山林	0.0079	スギ ヒノキ	100 87						
13	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	山林	0.0036	スギ	107						
14	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	山林	0.0059	スギ ヒノキ	68 90						
15	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	山林	0.1239	スギ ヒノキ	40						
16	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	山林	0.0165	ヒノキ	103						
17	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	山林	0.0079	ヒノキ	66						
18	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	山林	0.0396	スギ ヒノキ	67 64-75						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理 実施権の 始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実 施権に基づ いて行われ る経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢					
	市	大字	小字	地番											
19	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	山林	0.01	スギ	100	R4.7.1	10年 (R14.3.31)	別添1参照	別添2参照	<p><時期> 収支確定後速やか に行うものとする。 <相手方及び方法> >丙から甲の指定す る口座に支払う。</p>
20	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	山林	0.24	ヒノキ	32-40					
21	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ	山林	0.04	スギ ヒノキ	100 68-75					
22	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に	山林	0.02	ヒノキ	65					
23	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち	山林	0.03	ヒノキ	35					
24	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ	山林	0.23	ヒノキ	90					
25	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い	山林	0.04	ヒノキ	25-28					
26	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い	山林	0.01	スギ ヒノキ	30 24-100					
27	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る	山林	0.02	スギ ヒノキ	105 62					
28	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ	山林	0.02	スギ ヒノキ	68					
29	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ上	10084-2	264	ち	山林	0.02	ヒノキ	65					
30	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い	山林	0.01	ヒノキ	37-85					
31	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い	山林	0.01	ヒノキ	37-85					
32	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に	山林	0.03	ヒノキ	34					
33	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ	山林	0.00	スギ ヒノキ	62-65 29-65					
34	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い	山林	0.04	ヒノキ	66					
35	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ	山林	0.50	ヒノキ	38-70					

※面積は林地台帳上の、現況樹種及び現況林齢は森林簿上のデータ

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
	市	大字	小字	地番									
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	山林	0.0386	スギ ヒノキ	70			集01-01
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	山林	0.0462	ヒノキ	66			
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	山林	0.0968	ヒノキ	25-66			集01-02
4	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	山林	0.0555	スギ ヒノキ	38-60			
5	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	山林	0.0099	ヒノキ	63-67			集01-03
6	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	山林	0.0112	スギ ヒノキ	60-113			
7	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	山林	0.0257	ヒノキ	63-70			集01-04
8	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	山林	0.238	ヒノキ	75			
9	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ口	10084-1	264	ち	山林	0.0208	ヒノキ	68			集01-05
10	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	山林	0.238	ヒノキ	52-100			集01-06
11	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	山林	0.1586	ヒノキ	58-63			
12	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	山林	0.0079	スギ ヒノキ	100 87			
13	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	山林	0.0036	スギ	107			集01-07
14	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	山林	0.0059	スギ ヒノキ	68 90			
15	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	山林	0.1239	スギ ヒノキ	40			
16	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	山林	0.0165	ヒノキ	103			
17	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	山林	0.0079	ヒノキ	66			集01-08
18	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	山林	0.0396	スギ ヒノキ	67 64-75			
19	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	山林	0.0115	スギ	100			
20	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	山林	0.2449	ヒノキ	32-40			集01-09
21	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ	山林	0.0433	スギ ヒノキ	100 68-75			
22	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に	山林	0.0185	ヒノキ	65			
23	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち	山林	0.03	ヒノキ	35			集01-10

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い
4	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ
5	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち
6	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち
7	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち
8	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は
9	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ口	10084-1	264	ち
10	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ
11	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ
12	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ
13	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ
14	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ
15	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に
16	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る
17	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ
18	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は
19	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ
20	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ

○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。
 ○ なお、施業の実施にあたっては、甲により事前にマーキング等がされた保全を要する立木がある場合は、留意するとともに、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
番号	所 在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
21	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ
22	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に
23	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち
24	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ
25	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い
26	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い
27	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る
28	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ
29	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ上	10084-2	264	ち
30	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い
31	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い
32	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に
33	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ
34	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い
35	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ

○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。
○ なお、施業の実施にあたっては、甲により事前にマーキング等がされた保全を要する立木がある場合は、留意するとともに、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道及び作業道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所在				林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 本対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。</p>
	市	大字	小字	地番			
1	京丹後市	丹後町此代	大干場	10083	264	ち	
2	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10095	264	に	
3	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102	264	い	
4	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10081	264	へ	
5	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-1	264	ち	
6	京丹後市	丹後町此代	大干場	10085-2	264	ち	
7	京丹後市	丹後町此代	大干場	10086	264	ち	
8	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10098	264	は	
9	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ口	10084-1	264	ち	
10	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092	264	ほ	
11	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10092-1	264	ほ	
12	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10076	264	へ	
13	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078	264	へ	
14	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10079	264	へ	
15	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10097	264	に	
16	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10074	264	る	
17	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10077	264	へ	
18	京丹後市	丹後町此代	ヤナコゴ	10099	264	は	
19	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10080	264	へ	
20	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10090-2	264	ほ	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
番号	所 在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
21	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10093	264	ほ
22	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10096	264	に
23	京丹後市	丹後町此代	大干場	10087	264	ち
24	京丹後市	丹後町此代	大太郎	10091-1	264	ほ
25	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-4	264	い
26	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-3	264	い
27	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10072	264	る
28	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10082	264	へ
29	京丹後市	丹後町此代	大干場家ノ上	10084-2	264	ち
30	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103	264	い
31	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10103-2	264	い
32	京丹後市	丹後町此代	林ノ上	10094	264	に
33	京丹後市	丹後町此代	家ノ上	10078-1	264	へ
34	京丹後市	丹後町此代	佛谷	10102-3	264	い
35	京丹後市	丹後町此代	鞍ヶ山	10101	264	ろ

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額及び補助金額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。ただし、木材の販売による収益の額が利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を下回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額及び実際に木材の生産に要した経費を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。
○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額又は実費とする。

(4. 留意事項)
○ 本対象森林内においては、一体的な施業が行われるものであり、甲に支払われるべき金銭の額、木材の販売収益の額及び伐採等に要する経費の算定に当たっては、資源量データに基づき乙が配分割合を決定し、その配分割合により甲の持分について算定するものとする。